

平成13年1月5日

老人保健福祉局振興課

いわゆる「介護タクシー」に関する考え方について

本日、一部報道において、いわゆる「介護タクシー」に関する報道がなされたところですが、現時点での当方の考え方は次のとおりですので、参考送付いたします。

つきましては、管内市町村、事業者等に対し周知徹底方お願ひいたします。

〔平成13年1月5日朝日新聞報道関係〕

いわゆる介護タクシーについて、無料運行が認められる旨の報道に関する厚生省の考え方

- 1 いわゆる介護タクシーについて、運行中の運賃を徴収するかどうかは、道路運送法の問題である。（別添参照）
- 2 厚生省としては、無料運行の介護タクシーには、
 - ① 移動介助に事実上特化していると見られ、訪問介護事業の在り方として適切といえるのか、
 - ② また、もっぱらタクシーの乗降時の移動介助のみを行う場合に対する単価としては、介護報酬の水準が高すぎるのではないか、などといった問題があると考えている。
- 3 現在、このような問題意識に立って、都道府県を通じて介護保険の指定を受けたタクシー会社による介護サービス提供の実態把握を進めているところであるが、今後、この実態把握の結果を踏まえて、必要な対応を考えいくこととしており、厚生省として指導等の対応を見送ったという事実はない
(注) 実態把握は、全国10カ所の都道府県に協力依頼。

介護無料運送OK

介護休暇を利用して運送無料にしている「介護タクシー」について、タクシーカード運送をやめる指導していた運輸省は四月、現状の無料運送を容認することを決め、各地方運輸局に通達した。利用実績などを考慮し、「介護休暇で運送コストをまかなっているならば、運送ではなく」と道路運送を柔軟に解釈した。介護休暇を受けているお年寄りは、これまで通り、通院などに運送を払わずに介護タクシーを利用できる。

無料の介護タクシーは、利用者は運送ではなく、介護休暇の特典を受けた介護の自己負担分の一割タクシー会社が、①同社から三十分未満なら二百四十円に要するまでの付き添い料をあとで負担する。毎年②移送③車から降りて病院五回に相当のタクシー会社などに入るまでの付き添い料とメディスが導入して、この一を行なうことと、運送の身かれまでに金額で計上数料が体介護をみなし、介護休暇（三十分未満で一千円）を同様のサービスを行なう。車両体から料金を代わりに運送を無料としている。

「運賃は保険から」と運輸省が柔軟解釈

これまで、移送部分は介護休暇の対象にならないとの見解を示した。これを受けて運輸省は「運送は適正な原価を償うもの」なりとしたことで、路線運送法に抵触するとして五社に運送を受けるうち船越がいたため、運輸省と厚生省が協議を重ねていた。厚生省は実態調査のうえ、「介護休暇の一部で移送部分をまかなかったとしても、介護活動を行つても運送料を支払わないわけにはいかない」と現行制度では移送部分だけ運送させるような仕組みもない」として、運賃ぐるいなどとして、運賃ぐるいを運送省に伝えた。これを受けて運輸省は、無料タクシーについて「介護休暇で運送料を支払うがない」と判断。改善措置などの対応は見送ることを運輸省に伝えた。これを運賃ぐるいとした。運輸省幹部は「運送を必ず運送料が払うべき」という規定はケットのように公表第三者が払っていれば船わなない、どうやらトロコの論理構成だが、無料運送は認めないとからだらうから道路運送とも矛盾しない」という。地方都市の場合、二回あたりの平均支拂は千円余りである。そのため、介護活動を含めて三千分未満で一千円を得ていれば運送コストをまかねると判断した。

平成13年1月5日(金)朝日

平成13年1月5日
自動車交通局旅客課

訪問介護と一体となった要介護者輸送の取扱いに関する運輸省としての
現時点での考え方について

1. 当該事業に係る輸送形態については、介護保険の対象になるか否かにかかわらず、有償のタクシー事業に該当するものであり、タクシー事業の免許を受けるとともに認可を受けた運賃を收受することが必要である。
2. 運賃に係る問題については、2つの場合に分けて考えることが必要である。
 - ① タクシー輸送部分が市町村の特別給付事業（いわゆる「横出し」）の対象となっている場合
 - ・ 利用者が支払うべき運賃の一部を、タクシー事業者、利用者及び市町村の合意のもとに、市町村が負担しているものであるが、タクシー運賃を利用者以外の者が負担することについては、道路運送法上何ら問題はない。
 - ② 問題となっている事業形態の場合
 - ・ 厚生省見解によれば、移送は介護保険の対象外であり、介護報酬は介護サービスに対する対価であって、運賃相当分を含むものとして支払われるものではない。しかしながら、タクシー運賃相当額が、事実上、当該事業の実施に伴う事業者の収入になっていれば、認可運賃を收受しているという理解も可能であり、道路運送法上ただちに違法とはいえない。
 - ・ ただし、介護報酬と利用者の自己負担分を超える運賃分については、別途 利用者から收受する必要がある。

※ 本日、運輸省から各地方運輸局に送付されたものです。